

八幡神をめぐる一考察

— 日蓮聖人の勧請の背景 —

井原木 憲 紹

一、はじめに

日蓮聖人が天照・八幡を曼荼羅中に勧請されたのは、文永十一年（一二七四）六月、身延においてが初見であり、以後御本尊集では、ほとんどに勧請されている。^① 国家守護の善神については、『立正安国論』〈文応元年（一二六〇）〉に「大集経」をひいて論ぜられ、浄土教流布と善神捨国との関連が述べられているのは衆知の通りである。

文永五年（一二六八）、蒙古より牒状が寄せられるにおよんで、守護の善神として、天照・八幡の名が初めて、『安国論御勸由来』に述べられた。^②

そこで本稿では、鎌倉時代において、天照太神はさておき、八幡神が日蓮聖人の御本尊曼荼羅中や御遺文に勧請あるいは記述されるに至る理由を、八幡神の性格や、当時に流布した八幡信仰の形態を手懸りとして、記述したい。

八幡神をめぐる一考察

二、八幡神の起源

日本国中に存在する神社は『宗教年鑑』によると約八万である。そのうち宇佐八幡宮の分祀が約二万四千といわれている。

「八幡」の文献上での初見は、『続日本紀』の天平九年(七三七)四月朔日の条

遣使於神伊勢神宮、大神社、筑紫住吉八幡二社、及香椎宮、奉幣以告新羅无礼之状

で、当時の呼称は、『日本靈異記』に「矢羽田神」とあったり、『源氏物語』にも「やはたの宮」とあることから「ヤハタ」であったようで、その後、平安時代中期以後には、「ハチマン」と呼ぶようになったようで、『伊呂波字類抄』に見られる。

名称の起源には諸説があり、『倭名類聚抄』によると、豊前国筑城郡綾幡の地名があり、発生地との関係が考えられ、また、仏教との関連から『法華経』の八王子を八幡神とする説が『八幡宇佐宮託宣集』の「母堂之君座八王子給故曰八幡」によって展開された。

『拾遺往生伝』上の僧開成の項に、

得道来不動法性、自八正道垂権迹、皆得解脱苦衆生、故号八幡大菩薩

とあり、これもまた仏教との関連が考えられる。また、「ヤハタ」を朝鮮渡来人との関係でとらえ、帰化族である秦氏と結ぶことも考えられる。

八幡神の発生地の宇佐であろうことは異説はないようである。その祭神が何であるか、あるいはどのような性格のある神であるかについては様々に考察できる。

宇佐八幡の祭神は『続日本紀』天平勝宝元年(七四九)二月には「八幡神」と「比売神」の二神の記述があり、宮地

直一によると、宇佐の地は『古事記』中巻の、神武東征に際して、宇佐に立ち寄った時の記事中に「宇沙都比古、宇沙都比売」が迎えた話や、『日本書紀』に記される「国造、菟狭津彦、菟狭都媛」の話などから、神武天皇の頃に宇佐の国造に任せられたのが宇沙都比古であり、以後子孫が、世襲したとされることから、宇佐八幡の祭神は、菟狭津彦、菟狭都媛であったと主張された。

比売神についても、柳田國男は「玉依姫考」に「比売神」は「玉依姫」であり、「八幡三所の中の比売神は女性の中の最も尊い方で、天つ神の霊を受けて神の御子を生みたまひ、御御子を伴ないて比国に臨み降られ、共に神として祭られたまふ御方である。即ち巫女の開祖である」とし、タマを神霊、ヨルを憑くの意味において考察し、比売神の子が八幡であると考えたのである。

ところが、柳田國男のこの稿にもあるように、八幡の応神天皇説と、八幡三所といわれるように、後に祀られた「大帯姫廟神社」の祭神が応神天皇の母后である神功皇后とされる説が主張され、応神八幡の説が強力なものとなっていくのであるが、彼はこれには批判的であった。このように、本来、八幡比売神は、宇佐の地主神であり、地方神であったのであるが平安時代の初期には、応神説が語られている。

『延喜式』神名帳には、豊前国の条に

宇佐郡三座。八幡大菩薩宇佐宮、比賣神社、大帯姫廟神社

とあり、この大帯姫が神功皇后とされ、これが共に祀られるのは、『八幡宇佐宮御託宣集』国巻四、「三所宝殿以下事」中に、嵯峨天皇弘仁年中とあり、この頃には応神説が成立し、確固たるものとなっている。

では、地方の神であった八幡がなに故に中央との関係ができ、応神天皇とされたのであろうか。それは、奈良朝期における豪族の中央と地方の結びつきから考えられる。

八幡神をめぐる一考察

『延喜式』神名帳には、豊前国には、前の三社以外に、「辛国息長大姫大目命神社、かまくらにおきなが刃骨命神社、おし豊比咩命神社」が田川郡にある。

岡田米夫は『神社』の中に、「これはのちの香春神社のことである。ただし香春神社は香春三峰のうち、南の一の岳に和銅二年に営まれた新宮で、北の三の岳の東麓である旧採銅所村の古宮八幡宮が本宮とされ、ここには豊比咩命が祭られ、三代実録には、辛国息長比咩神と記している。」⁽⁹⁾とし、これから、辛国を韓国かまくらと考え、また、香春社の祠官赤染氏が新羅系帰化人であることでこれを裏付けている。香春三座が帰化人系の氏神であったとするのである。これと宇佐八幡の関係についても、採銅所村は、古来宇佐の神体とされる銅鏡の鑄造を行ったとされ、八幡の本拠地は、この香春社であったとの説も考えられる。

また、宇佐宮の祠官であった辛嶋氏も、新羅帰化系の氏族で、豊前の屯倉の民である秦部を率いて、大和朝廷の本拠に近く仕えた秦氏と結びついていた。

宇佐の地の宇佐氏は、岡田米夫によると、この地の海部の族長で、先の銅鏡が移座に際しては、海部の民が迎えた⁽¹⁰⁾と伝えている。このように宇佐氏は地方豪族であったが、大陸文化を持つ豪族として、辛島氏共々に中央との結びつきを深めたと思われる。

八幡神の史料における初見は、先に述べたように『続日本紀』天平九年(七三七)四月の条である。これは、新羅の無礼の状を報告したものであった。それは朝鮮半島となんらかのつながりを考えさせるのである。つまり神功皇后の朝鮮出兵伝説とその太子、応神である。

八幡神の示現については、承和十一年(八四四)の『宇佐八幡宮弥勒寺建立縁起』(以後、『承和縁起』)に
右大御神者、是品(高)太天皇御靈也、磯城島金刺宮御宇、天国排(新)開広庭天皇御世、於豊前国宇佐郡馬城鎮 始頭坐也、

小時大神おとぎ比義歳次戊子、建鷹居社たかゑ而奉祝之、則供其祝孫多乎、更改移建菱形少椋山社矣

とあり、応神天皇の靈が八幡神で欽明天皇代に示現し、欽明二十九年に鷹居社に祀ったとしている。この内容は同書に弘仁六年(八一五)十二月十日神主大神おほが清麻呂の解状によることが記されているので、弘仁六年には、応神八幡説が語られていたことがわかる。

また、『扶桑略記』には、欽明天皇三十一年の条に、

八幡菩薩初頭豊前国宇佐郡馬城岑其後移於菱形少倉山今宇佐宮是也
已上出彼縁起文

とある。

これらの文献において、八幡神は応神天皇の神靈との説で、これらの文献の成立した平安時代前期には一般化されていたようである。八幡神が、山上に顕われたと記述されている点は、山上に神の顕われる形をもつものは、「大和の三輪山」であり、また「山の神」の信仰を基本にもつものであつて、山の神は、本来その地の祖先神であるから、当然宇佐では宇佐氏の祖先神のはずであつた。それが、応神八幡神とされるのには、これらの文に見られる様に、大神氏との関係で出現するのである。大神氏は、大和の三輪氏(大神氏)と関連があると考えられ、宇佐氏との関係は判然とはしないが、大神氏の宇佐の地へののり込みによって、宇佐八幡宮の基礎が完成し、大神氏が宇佐氏と共に祭祀に関与し、さらに辛島氏も加わり、やがて、祭神が応神天皇とされるに至つたと考えられる。

宇佐氏は代々大官司となり、弘仁年中には大神氏は官司に位置し、辛嶋氏も祢宜・祝を世襲している。

八幡を菱形の池のほとり小椋山に現じたのは大神比義と伝えているが、大神氏は、西郷信綱も大和の大三輪氏の裔と考え、筑後国山門郡と豊後国速見郡に大神郷があることが『和名抄』により確認でき、宇佐社に仕える大神氏の居

八幡神をめぐる一考察

所であったと考えている。⁽¹⁴⁾

柳田国男は「炭焼小五郎が事」に、比義のことを「最初の巫女」であったと説明している。⁽¹⁵⁾『続日本紀』天平二十年(七四八)八月の条には、比義の裔である八幡大神の祝部大神宅女、大神杜女が従五位下を授けられ、同書、天平勝宝元年十一月朔の条に、祢宜大神杜女、主神司大神田麻呂が「大神朝臣」の姓を賜ったとある。その直後、八幡神は、託宣によって京に向い、十二月十八日平城京の南に到着している。この上京は大神杜女である。

この特別とも言える大神氏の活躍は、中野幡能のように、大神氏が応神信仰を奉じて、瀬戸内をなんらかの理由で下ったか、中央から宇佐の地へ遣わされたと考える事が妥当であろう。

大和の大三輪氏(大神氏)の神は、大物主神で、崇神天皇代より、朝廷の「守神」であり、また国譲りの神話の「大国王」と一体で大和朝廷とは深い関係がある。

八幡神に関して、国家との関係で見うけられる記事は、『扶桑略記』の養老四年九月に大隅・日向の乱の平定を宇佐宮に祈誓したこと、前述の『続日本紀』天平九年四月の新羅無礼の状を告げたこと、さらに同書には、天平十二年十月の条に、筑紫での藤原広嗣の乱の討伐を祈らせたこと、翌年三月の条の乱平定後の奉礼のことなどがあり、国家との深い繋りを見うけられる。『続日本紀』の天平九年四月の記事で、八幡神は、「香椎」「伊勢」「住吉」と同位に扱われている。香椎の祭神は神功皇后であり、伊勢・住吉は、新羅出兵に際して、神功皇后に託宣を下し助けた神で、それらと同列に「大神社」「八幡社」があり、この両神が国家守護の神としての位置づけがなされていたのである。大神社は「大三輪の神」であり、三輪の神が朝廷の守神であったのは前述の通りであり、八幡が同一に扱われて国家守護の神として確定したようである。その背景には奈良朝の鎮護国家の法としての仏教の興隆策との関係もある。この点は次節に述べる。

このように、宇佐の地で応神・八幡を顕わした大神氏は、大和の大神氏（大三輪氏）と繋りがあり、中央より宇佐に意図的に応神天皇祭神をもち下ったと考えられる。

奈良朝期に、八幡神が国家守護神としての地位をゆるがぬものとするのは、鎮護国家の東大寺との結びつきでもあり、『続日本紀』天平勝宝元年十二月二十五日条には、八幡大神弥宜尼大神朝臣杜女が、東大寺に参拝し、これに天皇、太上天皇、太后が同じく行幸したことが記されている。この上京の折に留まったのは梨原宮で、後の東大寺鎮守手向山八幡宮である。

三、仏教興隆と八幡神

仏教は欽明天皇代の公伝以来、推古朝の仏教興隆の詔（五九四年）、大化の仏教興隆の詔（六五四年）、天武朝における「家毎に仏像を礼拝せしむ」（六八五年）、聖武天皇代に入つての鎮護国家への仏教興隆策、ことに、天平十三年（七四一）の国分寺造立、同十五年（七四三）大仏造立の発願と、国家と結びつきながら興隆されてきた。

こうしたなかで、国家や朝廷と奈良朝期に關係を深めていた八幡神も、朝廷守護神の位置づけから仏教との關係を深めた。

『承和縁起』によると、神龜二年（七二五）正月二十七日、八幡宮の小椋山への移築に際し、「御寺」を造立し、「弥勒禪院」と称したり、「八幡宇佐宮託宣集」験巻の同日の託宣に、

神吾^レ為^レ導^ル 未来^ニ惡世^ニ 以^テ 薬師^ノ 弥勒^ノ 一佛^ニ 為^ス 我^ノ 本尊^ト 理趣^ヲ 分金剛^ノ 般若^ノ 光明^ノ 真言^ヲ 所念^ス 持^ス 也者^ト

とあり、八幡神は、薬師・弥勒の二仏であると言じている。

奈良朝以前において、仏教と朝廷との關係の深まりは、八幡と仏教との關係を早くから深めていたと見る考え方も

八幡神をめぐる一考察

ある。つまり、朝廷の仏教重要視策は、八幡信仰にも大きな影響を与えた。

用明天皇二年(五八七)の豊国法師の参内にはじまって、巫僧集団の出現、また巫僧と考えられる宇佐氏一門の法蓮の醫術によって、『続日本紀』大宝三年九月二十五日条のように、法蓮が豊前国の野四十町を賜っている。

その後、養老四年(七二〇)大隅・日向の隼人鎮庄への八幡宮の参加は、初の護国神としての働きで、法蓮をめぐる氏族集団と僧侶集団の参加であって、神祇集団ではなかったようである。この形態は、八幡神への大神氏来豊前後の姿であって、仏教文化のような大陸文化との関係が、宇佐氏や辛嶋氏を朝廷に結びつけたことも推察でき、これが、中央から、大神氏が下り、宇佐の氏神的存在であった八幡と大神氏が結合できたと考えられる。

さらに、この隼人征伐は、「放生会」を生み出したとされる。『承和縁起』によれば、「隼人等多殺報、毎年放生会可修之」とあり、仏教的な背景をもった放生会が修されることで、仏教との融合が進展し、応神八幡の確定以後も、自ら薬師・弥勒と名することで、新しい時代の動きがはじまるのである。

聖武天皇は天平十五年(七四三)十月大仏造立の詔を出し、『承和縁起』には、同年八幡弥勒寺に三重塔一基造立したとある。天平十八年には八幡に封戸の施入、同十九年に大仏造立の成就祈念の使者が朝廷より遣わされている。これをうけて、八幡は託宣して、

神吾礼天神地祇乎率伊佐奈比天。奉成天事立不有須。銅湯水成乎加古上反天。我身ヲ遠交章木土天。無障事成久者佐。と言い、

国中の神々を率いて成就させるとすることは、応神八幡が神祇をまとめる位置づけが当時定着していたことになる。

天平二十一年の陸奥よりの黄金の大仏への献納も予言し、聖武天皇は墾田等を施入した。孝謙天皇代に入り、天平勝宝元年十月に大仏の鑄造が終わると、この年十二月十八日八幡神は京の梨原宮に迎えられた。

こうして、八幡神は、総国分寺東大寺を通じて、全国分寺を常住守護する鎮護国家の神としての地位を確立し、かっ

て応神信仰を宇佐へ持ち込んだと考えられる大神氏も叙位され、八幡は伊勢に次ぐ国家第二の総廟となり、奈良朝における鎮護国家の仏教と、八幡が結合したのである。

四、八幡大菩薩と正八幡宮

日蓮聖人が御本尊中に勧請されている八幡は、「八幡大菩薩」とあり、必ず菩薩号が付されているし、日蓮聖人においては「正八幡」とある。また、日蓮聖人の御書にも記述されているところ（後述）でも「八幡大菩薩」あるいは「正八幡」である。そこには本地を釈尊とされる宗祖、降尊の御考えがある。

八幡大菩薩と称されるのは、弘仁十二年官符によれば、天応元年（七八一）に「護国靈験威力神通大菩薩」の尊号が奉られたことによるとされ、『扶桑略記』の延暦二年（六三三）五月四日には

吾無量劫中化生三界。修善方便導濟衆生。名曰自在王菩薩。

と託宣したとあり、「自在王」の四字も付加されている。

ここに、八幡神は応神であると同時に菩薩でもあるとされ、『類聚三代格』延暦十七年（七九八）十二月二十一日条には「大菩薩并比咩神」と記され、奈良時代の鎮護国家のみのあり方から、平安期に入って、万民救済の菩薩の意味をもつ存在になり、仏教との一体化はさらに進展した。

延暦二十一年（八〇二）、最澄は入唐の選にあたり、翌年航海の安全を宇佐八幡と香春社に祈り、帰朝後、弘仁五年（八一四）両社に『法華経』を講じ、香春社に法華院を建立している。この香春社は後に山王社の別宮となっている。

貞観元年（八五九）大安寺僧行教が宇佐に赴き、神告をうけ翌年、山城国に石清水八幡宮を勧請しているが、この宇佐参宮の折に行教のもとに釈迦三尊が現われたとされることから、八幡の本地を釈迦如来とする考え方が弘まったよ

八幡神をめぐる一考察

うで、日蓮聖人もこの釈尊を本地とされたに違いない。

平安時代における神仏習合の進展は、『日本霊異記』下巻(廿四条)に、神が身の苦を脱せん為に法華經を誦誦せよと請う話や、『類聚国史』卷一八〇、天長元年の条の、神が仏法に帰依する話などの様に、神も人間と同様に修行によって菩薩界を得ると考える様になり、八幡神も同様で、手に錫杖を持つ「僧形八幡」の神像が出現するものもこの頃である。

また「大菩薩」と尊称するのは、菩薩の五十二位の中、十地中第八地、不動地以上に入った菩薩を呼ぶのがこの頃からの通例の様であった。⁽²⁶⁾

平安時代中期以後の末法思想の流布と、それに伴う浄土教の発展は、『続本朝往生伝』にも記されるように、八幡神の本地を「阿弥陀如来」とする説もあらわれ、浄土教を通して、八幡が民衆化していく一面を得たとも考えられる。神仏習合のなかで、八幡神の「困位」が論ぜられるのも平安中期である。『託宣集』名卷二にあるように、震旦国陳大王の娘大比留女御子が、朝日をうけて懐妊し、子を生む、これが八幡で、三、四年の後空船に母子をのせて流したが、これが大隅国磯岸についた。この磯が八幡崎と称されると伝え、大隅の地が正八幡宮と称されると言うのである。⁽²⁷⁾

八幡神が菩薩としての地位を固めるにしたがい、その本生を中国やインドに想定し、日本の地に垂迹したと考え、八幡神の前生を中国の王陳大王の孫、神功皇后を大比留女にあて、八幡神が中国から渡来した神と位置づけたことは、仏教の「本生譚」を思わせると中野幡能は述べている。⁽²⁸⁾ さらに『託宣集』では月支、唐、日本の三国で修行したことが記述されている。⁽²⁹⁾

大隅正八幡宮は、「正八幡」と称され、宗祖御遺文、隆尊御本尊に記されている。「正八幡」と称されるのは、『中

右記』に記された寛治五年(一〇九一)以後のようである。『延喜式』『神名帳』では、「大隅国桑原郡一坐鹿兒島神社」とある。祭神は彦火火出見尊であり「山幸」と呼ばれ、長兄が「海幸」で二人にまつわる神話があり、兄が彦火火出見に服従を誓い、その子孫が隼人であるといわれる。³⁰⁾したがって、隼人が我が守護として創立したものであったが、養老四年(七二〇)隼人征伐に関して、それ以後に八幡社となったと考えられる。承平年中には、宇佐別宮の一つに位置づけられていたとされる。神仏習合のなかで、神宮寺として、³¹⁾霊鷲山弥勒院が建立され、宇佐とは別派の八幡として、「正八幡宮」と称したようである。これは平安中期頃の八幡困位説の流布と関係があるようで、大隅が正統本源地であることを主張するものであったと考えられる。

大隅八幡宮がその地位を高めるのは、天承元年(一一三二)、正八幡宮の神人多治則元が、社殿の丑寅の方角で「八幡」の字のある「石文」を二基発見したと朝廷に上申した。朝廷はこれに対して勘文を奉り、承認している。³²⁾

日蓮聖人は、大隅正八幡を正統と見られ、『智妙房御返事』に

世間の人々は八幡大菩薩をば阿弥陀の化身と申すぞ。それも中古の人々の御言なればさもや。但し大隅の正八幡の石の銘には、一方には八幡と申す二字、一方には昔靈鷲山に在て妙法華経を説て、今正宮の中に在て大菩薩と示現す等云云。月氏にては釈尊と頭はれて法華経を説き給ひ、日本国にしては八幡大菩薩と示現して正直の二字を願に立て給ふ。教主釈尊は住劫第九の滅、人寿百歳の時、四月八日甲寅の日中、天竺に生れ給ひ、八十年を経て、二十五月壬申の日御入滅なり給ふ。八幡大菩薩は日本国第十六代應神天皇、四月八日甲寅の日生れさせ給ひて、御年八十の二月の十五日壬申に隠れさせ給ふ。釈迦佛の化身と申す事はたれの人かあらそいをなすべき。³³⁾

と述べ、大隅の正八幡が釈尊の垂迹であり、釈尊と応神天皇の生誕と入滅の年の干支と月日が同じことから、それを説明された。

このように八幡神の「石文」の登場は、正八幡宮の地位を高め、大隅・薩摩に広大な社鎮を有することになり、鎌倉時代において、宗祖聖人が勧請されたのは、やはり積尊本地を示す石文の存在は大きいと思える。

五、八幡の民衆流布

一般に八幡神は武神とされることが多い。それは源氏との関係によると考えられるが、源氏と八幡とは『尊卑分脈』によると、源義家が男山石清水八幡宮前で元服し、八幡太郎と称したことがその関係の初見である。その後、清和源氏の台頭と共に源氏の氏神的地位となったのである。

源頼義が永久元年(一一三三)石清水八幡に大般若経を供養し、以後近江、東海、東山道から出羽、陸奥に伝播する勧請が行なわれ、頼義、義家にまつわる古戦場には八幡社が散在すると言われている。⁽³⁴⁾

源頼朝は、『吾妻鏡』のように、治承四年(一一八〇)鎌倉鶴岡に八幡宮を遷座させ、建久二年(一一九二)火災の後、石清水より分霊を迎えている。

また、これ以前の『将門記』には、平将門と「一昌伎」の話があり、一昌伎が八幡大菩薩を唱え、将門に天子の位を授ける託宣をなしたとあり、中野幡能は、東国の一昌伎までが、八幡と天位のかかわりや、八幡が大軍を動かす神であることを知っているし、武人の世界に近い神であることを信じていたということは、十世紀初頭には、この信仰が全国に行き渡っていたと考えている。⁽³⁵⁾このことは、応神信仰が基調になっていたと言える。

このように全国的に弘まった八幡神への認識は、為政者のみならず、庶民の信仰の対象ともなったのである。貞観元年(八五九)に石清水に勧請されると、平安京において庶民階級にも弘まり、石清水八幡大菩薩への信仰は大いに発展するのである。『類聚三代格』の貞観十八年(八七六)八月十三日官符には、「道俗男女が祈祝するようになり、靈験

のない集まりはない」という意味をのべ、『扶桑略記』天慶二年(九一九)の条には、「山城国山科藤尾寺の尼が石清水八幡大菩薩の像をつくり安置、靈験がすこぶるあるとのこと遠近の僧尼、貴賤男女の帰依がすこぶる多い」という意味が記されている。³⁷⁾

また、群衆を動かす為には八幡大菩薩の名を利用することもあつた様で『本朝世紀』第七の天慶八年(九四五)八月一日「石清水護国寺三綱の解文」に当時の事が記されている。その内容の大意は、天慶八年七月頃に京に流言があり、東西の国々から神々が、入京すること、名前は志多良神あるいは八面神と言われていたが、月末に摂津国島上郡の群衆が、山崎郷を経て、宇佐八幡大菩薩が石清水に移座することを伝え、八月一日に神輿公前が「数千³⁸⁾万」の人々が前後で歌遊しながら移座して来たというのである。この事件は、ある女子に「吾早く石清水に参らむ」と託宣させたことによるもので、これほど多くの民衆のエネルギーを得ることのできる信仰として八幡神は位置づけられるのである。

このようなことについて、柴田実は、これは八幡神が、いわば民衆信仰と結びついて、「御霊神」(疫神)として、また「福神」としての性格もちえたと見え、これによって、全国津々浦々まで広まるきっかけがつけられたと述べている。八幡神の民衆流布の大きな一面であろう。

他方、平安末期から鎌倉時代にかけて荘園の在地領主層が源氏の鎌倉御家人となり、地頭職に任せられる様になった。この鎌倉御家人集団によつても、各地に武神としての八幡大菩薩が分祀され、これが荘園内の荘民つまり庶民層へも広められたと考えられる。

都市部である平安京においても『本朝世紀』に伝える様に、飢饉や疫病にかかわる御霊信仰的色彩をもちつつ靈験ある神・大菩薩として発展したことは、平安時代末期から鎌倉時代という政治的に混乱する時代にあつて、以前の様

八幡神をめぐる一考察

な国家守護の神でない形態をもつ信仰として、民衆や一般武家層に定着していったと考えられる。

六、日蓮聖人と八幡神

日蓮聖人の八幡神勧請は、鎌倉時代に広く民衆の間にまで八幡信仰が流布していたことに要因の一つがあると思われる。宗祖が御曼荼羅や御遺文中に記されるのは「八幡大菩薩」や「正八幡宮」であり、両方の呼称は前述の様に、この時代に流布していたものである。また、八幡が天照太神と並ぶ、国家第二の宗廟であることを認識されていたと考えられる。

株橋日涌先生は、学林講義の中で、天照・八幡の曼荼羅図頭は「本国土日本」を表現されたものであるとされ、その理由を『念佛者追放旨御教書』に

右我朝本是神国也。百王承彼苗裔 四海仰其加護。而專修之輩 永不別神明。不論權化実類。不恐宗廟神社。⁽⁹⁾

とあることや、『月水御書』、『聖愚問答抄』⁽¹⁰⁾などの御文で「我が国は神国」であると宗祖が定められているからと説明された。

また、日本が神国である所以について、『善無畏三蔵抄』に

天照太神正八幡宮等は我國の本主也。迹化の後神と顕れさせ給ふ。此神にそむく人、此国の主となるべからず。されば天照太神をば鏡にうつし奉りて内侍所と号す。八幡大菩薩に勅使有て物申あはさせ給ふ。⁽¹¹⁾

とあることから、天照・八幡が我国の本主となることによるとされた。

ところで、宗祖が八幡を勧請されるに際しての今一つの要因は、大隅正八幡宮の天承二年(二三)発見の前述の石文であったはずである。⁽¹²⁾『念佛者追放旨御教書』の御文中にもある様に浄土教の流布の中、八幡の本地が阿弥陀如来

とする説が一般的であったことは前述の通りで、この石文銘は、本地積尊を意味するものであったことは、宗祖にとって大きな意味があったと考えられる。したがって宗祖の勧請された八幡は「正八幡宮」でなくてはならなかったとも言えるが、宇佐系にあっても行教の頃（貞観年間）には本地積尊説があったことは前の通りである。

つまり、鎌倉時代の宗祖の時代にあつて、積尊本地を主張した「大隅正八幡宮」系の信仰は「宇佐八幡宮」系の「石清水」「鶴岡」の勢力の下で一体化されて、八幡大菩薩への信仰として世間に流布したのである。

宗祖は『智妙房御返事』（前掲）の様に、月氏にては積尊、日本にては八幡大菩薩、つまり応神天皇とされ、積尊の化身が応神天皇とされて、応神八幡説は、その通りうけとられていたのである。

八幡勧請のさらなる要因として、国家守護神たる八幡と、その当時に生きた人々の社会倫理たる「正直」の観念との関係が考えられる。

鎌倉時代において「正直」の観念は重要なものであった様で『東大寺八幡験記』にも、「大神吾れは宇佐にも住まず、男山にも住まず、正直者の首の上に住むなり」とあり、『八幡愚童訓』にあつても「大菩薩正直頭トシ」とあつて、宗祖の善神捨国論の基調となつたものはこれであり、『法門可被申様之事』に
国をたすけ家ををものはん人々は、いそぎ禅念の輩を經文のごとくいましめらるべきか。經文のごとくならば佛神日本国にまします。かれを請マまいらせんと術はおぼろげならでは叶ツがたし。先ツ世間の上下萬人云、八幡大菩薩は正直の頂にやどり給ツ、別のすみかなし等云。世間に正直の人なければ大菩薩のすみかまします。又佛法の中に法華經計ツこそ正直の御經にてはをはします。法華經の行者なければ大菩薩の御すみかをせざるか。但ツ日本国には日蓮一人計ツこそ世間・出世正直の者にては候入。

と述べてあり、八幡大菩薩は、「正直」の頂トシをすみかとすることを記されている。世間にては正直な人、仏法では法

華経が正直の經典であつて、ここに、当時の倫理的觀念と八幡信仰の關係を見ることができ、宗祖はさらに、法華行者守護の八幡へと展開されているのである。

七、おわりに

日蓮聖人が八幡神を勧請されたのは、鎌倉時代における「八幡大菩薩」に対する人々の信仰を背景とするものであると考えられる。

八幡神の初源は宇佐の地方神であつたが、大和朝廷と結びつき護国神となり、さらに奈良朝において、鎮護国家の仏教と結合し、国家における第二の宗廟の地位を得たのである。

さらに、平安時代にむけて、本地垂迹思想の展開の中で、大菩薩として位置づけられ、因位説等が語られるにつれて、釈尊本地説などが発生した。浄土教の流布は阿弥陀本地説が主流となつて鎌倉時代に入つていった。

平安時代からの八幡信仰は、貴族階級のみならず、民衆の中にも展開した。

鎌倉時代には源氏の氏神、武神の位置を占め、さらに広く庶民の間に流布していった。こうして、当時の国家や為政者、庶民に至る間に、当時の社会的行為における価値観、つまり、社会倫理と結びつき、様々な文化に影響を与えたと考えられる。

日蓮聖人は、このような当時の八幡神観を十分に認識し、本地釈尊の立場をふまえ、八幡を勧請されたと考えられる。宗祖は、御本尊中への勧請を、本国土をあらわすものとされ、善神捨国論、法華行者守護の神へと様々に展開されたと考えられる。広く民衆に定着して来た八幡神を取り込むことは宗祖当時の御弘通に重要な意味をもち、これが宗祖の教団拡張へも大きな成果をあげたと考えることができるのではないだろうか。

註

- (1) 高木豊『鎌倉仏教史研究』二五八頁によれば、文永八年十月以降最晩年の弘安五年六月までに一二四幅を宗祖は凶顕されたがこのうち九七幅に天照・八幡が勧請されている。
- (2) 『定遺』四二三頁
- (3) 西郷信綱「八幡神の発生」(『八幡信仰』雄山閣)の論文中に諸説があげられている。
- (4) 中野幡能「八幡信仰」(塙書房) 十一頁〜十五頁
- (5) 宮地直一「八幡宮の研究」(理想社)
- (6) 柳田國男「妹の力」(『柳田國男全集』十一卷) 八十四頁
- (7) 「延喜式」卷十神名下(『国史大系』二十六卷)
- (8) 「八幡宇佐宮御託宣集」国卷四(現代思潮社) 一五四頁以下の「三所宝殿以下事」(以下「託宣集」)
- (9) 岡田米夫「神社」(近藤出版社) 二四七頁
- (10) 前掲書
- (11) 「大日本古文書」(家わけ第四、石清水二) 八三頁
- (12) 「扶桑略記」第三(『国史大系』十二卷) 三十一頁
- (13) 註(9)同書二五〇頁
- (14) 西郷信綱前掲書十七頁
- (15) 柳田國男「海南小記」(『柳田國男全集』一卷)
- (16) 中野幡能「八幡信仰史の研究」(吉川弘文館)

八幡神をめぐる一考察

八幡神をめぐる一考察

- (17) 『託宣集』威卷七、二二三頁にもこの内容と同じものが記されている。
- (18) 註(11)同書八五頁に、「神龜二年正月廿七日切撿菱形小椋山、奉造大御神宮、即奉移之、以辛島波豆米為祿宜 又創而奉造御寺号弥勒禪院」とある。
- (19) 『託宣集』驗卷六、二〇九頁(前掲書)
- (20) 前掲書二二二頁
- (21) 前掲書威卷七 二二三頁頭註四
- (22) 註(12)同書一〇九頁
- (23) 「太政官符」(応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事)大同三年七月十六日付の記述である。
- (24) 『大安寺塔中寺院建立縁起』(『大日本古文書』家わけ第四、石清水文書)
- (25) 「修行の人を妨げたので、猿になった話」の条に、記されている、猿が陀我大神という神で、猿の身をはなれる為に法華經を誦してほしいという話を
- (26) 註(4)同書一九〇頁
- (27) 『託宣集』名卷二、一〇四頁
- (28) 註(4)同書一九五頁
- (29) 『託宣集』名卷二に三國にての修行について記述されている。
- (30) 註(9)同書二六〇頁
- (31) 前掲書二六一頁
- (32) 中野幡能『八幡信仰の研究』(吉川弘文館)

- (33) 『定遺』一八二六頁
- (34) 宮地直一『神祇史の研究』二三六頁
- (35) 註(4)同書一六七頁
- (36) 『類聚三代格』卷一「神宮司神主祢宜事」(国史大系二十五卷二十七頁)
- (37) 註(12)同書二二三頁
- (38) 『本朝世紀』第七朱雀天皇(天慶八年七月～八月)(国史大系第九卷一〇九頁)
- (39) 柴田実「八幡神の一性格」(『日本庶民信仰史』神道編一九一頁)
- (40) 『定遺』二二五八頁
- (41) 『定遺』二九二頁
- (42) 『定遺』三六四頁
- (43) 『定遺』四六七頁
- (44) 『定遺』一八二六頁 前掲の文
- (45) 註(4)同書二〇七頁
- (46) 『定遺』四五五頁